

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	男女参画・子育て支援課	検索番号	2-2
法令名	児童福祉法施行規則	根拠条項	6の9(4)		
許認可等	保育士試験受験資格の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>保育士試験受験資格については、児童福祉法施行規則第6条の9第1号から第3号に定められているほか、同条第4号(厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認めた者)として別途基準が定められている。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>児童福祉法施行規則第6条の9第4号の認定にあたっては、次の要件を満たす者でなければならない。</p> <p>○保育士試験の実施について</p> <p>知事は、次の各号の1に該当する者について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の9第4号の認定を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によるこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって以下に掲げる施設等において、2年以上児童等の保護又は援護に従事した者 <ol style="list-style-type: none"> (1)「子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日雇児発0930第1号)に規定するへき地保育所又はグループ型小規模保育事業 (2)18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等 <ol style="list-style-type: none"> ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設 イ 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る) (3)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号)に規定する家庭的保育事業 (4)「放課後子どもプラン推進事業の実施について」(平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号)に規定する放課後児童健全育成事業 (5)法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 法第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 2 1に掲げる施設等において5年以上児童等の保護又は援護に従事した者 3 前各号及び昭和63年5月28日厚生省告示第163号に定める者に準ずる者であって、知事が適当と認めた者 <p>(その他)</p>					